給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

※処理事項	1．現年度　2．新年度　3．両年度

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年　月　日

池田町長 様

給与支払者（特別徴収義務者）	
現住所	郵便番号 －
名称	
代表者の職氏名	
個人番号又は法人番号	

特別徴収義務者指定番号	
宛名番号	
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係
	氏名
	電話（　　）－　　番

給与所得者		(ア)特別徴収税額（年税額）	徴収済月	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日以降退職時までの給与支払額	備考
フリガナ										
氏名	（旧姓　　）									
個人番号		円	月分から 月分まで	円	円	・・	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収（3を○で囲んだ場合は、一括徴収できない理由欄に○を付してください。）	円	一括徴収した税額は、月分で納入します。（月日納入）
旧住所	（1月1日現在の住所…必ず記入願います。）								控除社会保険料額 円	
現住所	（給与の支払を受けなくなった後の住所）									

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額 支払予定日ごとの徴収予定額	一括徴収予定額 合計（上記(ウ)と同額）	※市区町村記入欄	月割額 6月分	月割額 7月分以降			
1. 異動が　年12月31日までで、申し出があったため（　月　日申出） 2. 異動が　1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため			円	円		円	円	通知書処理	年　月　日	
一括徴収できない理由			円					調定処理	年　月　日	
（○印をしてください） 1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため 2. その他　理由（　　）			円					県民税処理	年　月　日	

転勤等による特別徴収届出書（左欄外の注意書きを参照してください。）

月割額　円 月分から徴収し納入する。	給与支払者（特別徴収義務者）			特別徴収義務者指定番号	
	所在地	郵便番号 －		連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係
	フリガナ				氏名
	名称				電話（　　）－　　番
	代表者の職氏名				
給与支払方法及びその期日	払込を希望する金融機関の所在地及び名称			経理責任者氏名	

ご注意

1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。

2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続を済ましたうえで、一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

4 ※印の欄は、届出者において記入する必要がありません。